

介護保険 主治医意見書作成料 内訳書 (/ 枚目)

意見書作成月	医療機関名称	医療機関所在地

No	被保険者番号	対象者氏名	意見書記入日	新規	新規	継続	継続	金額	初診料 検査費用等 (内訳別紙※)	消費税 (A+B)×10%	合計
				居宅	施設	居宅	施設				
1								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
								¥ -			
計								A ¥ -	B ¥ -	¥ -	¥ -

備考

主治医意見書作成料は、新規・継続別、居宅・施設別に以下の金額とする。

	居宅	施設
新規	5,000円	4,000円
継続	4,000円	3,000円

※1 主治医がなく、主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができます。

※2 初診料等がかかった者については、別紙にその内容を記入して、内訳書に添付してください。

※3 請求区分について、依頼時のものと変更があった場合は、備考欄にその対象者と理由を記入してください。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】
 ①胸部単純X線撮影 ②血液一般検査 ③血液化学検査 ④尿中一般物質定性・半定量検査

※ この内訳書は1か月分をまとめ、翌月10日までに請求書と併せて長岡市に提出してください。

診断検査費用等内訳書

月分	医療機関名称				医療機関所在地			
No	被保険者番号	対象者氏名	科目	点数	内訳	金額	計(※)	
			初診料			¥ -	¥ -	
			[初診の状況]					
			胸部単純X線撮影			¥ -		
			血液一般検査			¥ -		
			血液化学検査			¥ -		
			尿中一般物質定性 ・半定量検査			¥ -		
			初診料			¥ -	¥ -	
			[初診の状況]					
			胸部単純X線撮影			¥ -		
			血液一般検査			¥ -		
			血液化学検査			¥ -		
			尿中一般物質定性 ・半定量検査			¥ -		

※1 主治医がなく、主訴もない者が要介護認定申請を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができます。

※2 初診料等がかかった者については、上記にその内容を記入して、内訳書に添付してください。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

①胸部単純X線撮影 ②血液一般検査 ③血液化学検査 ④尿中一般物質定性・半定量検査

《初診料について》

※介護保険への請求の対象は以下の2点に該当する場合のみです。

①初回の受診(前回から期間が空いていてカルテがないなど、初診に等しい場合を含む)

②医学的な問題や、医療の必要性がない

「初診の状況」をご記入のうえ、ご請求ください。

例) ○月○日意見書記載のために初診、医学的な問題は認められなかった。

前回の受診がある場合や、診断名がつく場合は、通常受診と同じように、医療保険へご請求ください。